



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 福島労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

令和5年6月27日

【照会先】

福島労働局労働基準部監督課

課長 大和 稔弘

監察監督官 小野 寧康

(電話)024(536)4602

福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での除染等の業務等を行う事業場への監督指導結果（令和4年）を公表します

福島労働局（局長 井口 真嘉）では、令和4年1月から令和4年12月までの間に、福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での汚染土壌等の除染等の業務、福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務、中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業場に対し、管内の労働基準監督署が実施した監督指導の結果について取りまとめましたので公表します。

引き続き、これらの業務に従事する労働者の安全と健康及び労働条件の確保のため、労働安全衛生法令に基づく安全衛生管理体制の確立、リスクアセスメントの実施、一元的な被ばく線量管理、被ばく低減対策、健康管理対策の徹底並びに労働基準法等の遵守による基本的労働条件の確立等が図られるよう、監督指導を行ってまいります。

◆ 監督指導結果のポイント

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

監督指導実施事業場数

293 事業場

うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数

67 事業場（22.9%）

【違反事業場の状況】

・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数

6 事業場（2.0%）

・労務管理関係の違反事業場数

55 事業場（18.8%）

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

監督指導実施事業場数	<u>88 事業場</u>
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	<u>22 事業場 (25.0%)</u>
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	<u>4 事業場 (4.5%)</u>
・労務管理関係の違反事業場数	<u>16 事業場 (18.2%)</u>

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

監督指導実施事業場数	<u>99 事業場</u>
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	<u>48 事業場 (48.5%)</u>
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	<u>15 事業場 (15.2%)</u>
・労務管理関係の違反事業場数	<u>36 事業場 (36.4%)</u>

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

監督指導実施事業場数	<u>110 事業場</u>
うち、労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	<u>52 事業場 (47.3%)</u>
【違反事業場の状況】	
・現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数	<u>11 事業場 (10.0%)</u>
・労務管理関係の違反事業場数	<u>33 事業場 (30.0%)</u>

1 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反」とは、各業務の現場において、労働災害や労働者の健康障害を防止するために講ずべき措置に関する違反であり、高所・足場での墜落防止措置、作業主任者の選任、外部被ばく線量の測定、作業場所の事前調査などが含まれる。

2 「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」、「労務管理関係の違反事業場数」には、それぞれに同一の事業場が複数計上されていること、及び「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」、「労務管理関係の違反事業場数」は、本資料 11 頁以下に示す「健康管理関係の違反事業場数」、「元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数」を加えた 4 つの違反事業場数のカテゴリーのうちの 2 つのカテゴリーを例示したものであることから、「現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数」と「労務管理関係の違反事業場数」の合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（11 頁及び 15、16 頁参照）

現場における安全衛生関係の措置については、開口部の覆いの設置等、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の作業開始前点検、移動式クレーンの作業の方法等の決定等に関する違反事業場がみられる。

健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、電離健康診断結果の報告、健康診断の結果について医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられる。

労務管理関係については、割増賃金の支払、賃金台帳の調製、時間外労働、年次有給休暇、定期賃金の支払に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

現場における安全衛生関係の措置については、開口部の覆いの設置等、車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の作業開始前点検、移動式クレーンの作業の方法等の決定等に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。

健康管理関係については、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。

労務管理関係については、時間外労働等に対する割増賃金の算定基礎に算入すべき手当を含んでいない、賃金台帳に労働時間数などの必要事項が記載されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

現場における安全衛生関係の措置	開口部等での作業	指導内容 高さが2 m以上の開口部等、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所において、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させることなく作業を行わせていたことから、作業方法を変更して墜落防止措置を講じるよう指導を行った（安衛則第519条）。
	車両系建設機械の作業開始前点検	指導内容 車両系建設機械（ドラグ・ショベル）を用いて作業を開始する前に、ブレーキ及びクラッチの機能について点検を行っていなかったことから、作業開始前の点検を徹底するよう指導を行った（安衛則第170条）。
健康管理関係	医師による面接指導のための労働時間の状況の把握	指導内容 出勤簿に押印するのみ等、各労働者の労働時間の状況が客観的な方法により把握されていなかったことから、客観的な方法により労働時間の状況を把握するよう指導を行った（安衛法第66条の8の3）。
労務管理関係	割増賃金の算定基礎に算入すべき賃金	指導内容 労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めておらず、時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金の支払金額が不足していたことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第37条）。
	賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に労働時間数、時間外労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第108条）。
元方事業者等の講ずべき措置	元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じることのないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第29条）。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（12 頁及び 17、18 頁参照）

現場における安全衛生関係の措置については、除染等作業場所における調査結果の労働者への明示、車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置、車両系建設機械の作業開始前点検に関する違反事業場がみられる。

健康管理関係については、除染等電離健康診断結果の報告、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、産業医等の選任に関する違反事業場がみられる。

労務管理関係については、賃金台帳の調製、割増賃金の支払、労働条件の明示、就業規則の作成・届出の義務に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

現場における安全衛生関係の措置については、車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置、車両系建設機械の作業開始前点検に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。

健康管理関係については、除染等電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。また、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。

労務管理関係については、賃金台帳に時間外労働時間数などの必要事項が記載されていない、週の法定労働時間（40 時間）を超えて時間外労働を行わせているにもかかわらず、当該労働時間分の割増賃金を支払っていない、労働条件通知書に必要事項が記載されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

現場における安全衛生関係の措置	除染等作業場所における調査結果の労働者への明示	指導内容 除染等作業の対象となる汚染土壌の放射能濃度を調査した結果を除染等作業に従事する各労働者に明示していなかったことから、調査結果を明示するよう指導を行った（除染電離則第7条）。
	車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置	指導内容 車両系建設機械（ドラグ・ショベル）の運転者が運転位置から離れる際にエンジンを停止させていなかったことから、直ちにエンジンを止めるよう指導を行った（安衛則第160条）。
健康管理関係	除染等電離健康診断結果報告書の提出	指導内容 除染等電離放射線健康診断報告書を所轄労働基準監督署長に提出していなかったことから、除染等電離放射線健康診断を実施後、遅滞なく提出するよう指導を行った（除染電離則第24条）。
	賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に労働時間数、時間外労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第108条）。
労務管理関係	割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容 週の労働時間が法定労働時間（40時間）を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていないことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第37条）。
	元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者が法令違反が生じないように必要な指導を行っていないことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第29条）。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（13 頁及び 19 頁参照）

現場における安全衛生関係の措置については、安全衛生推進者等の氏名の周知、除染等作業で受ける外部被ばくによる線量の測定、除染等作業場所における調査結果の労働者への明示、移動式クレーンの定期自主検査に関する違反事業場がみられる。

健康管理関係については、健康診断結果の記録の作成、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取、医師による面接指導のための労働時間の状況の把握、除染等電離健康診断結果の報告に関する違反事業場がみられる。

労務管理関係については、割増賃金の支払、時間外労働、賃金台帳の調製、年次有給休暇、就業規則の作成・届出に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

現場における安全衛生関係の措置については、除染等作業で受ける外部被ばくによる線量の測定、移動式クレーンの定期自主検査に関する違反など、これらの措置が講じられていない場合、重篤な健康障害または労働災害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないよう指導を行っている。

健康管理関係については、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、除染等電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。

労務管理関係については、時間外労働時間数の算定不足によって割増賃金の一部不払が生じている、労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めていない、時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）を所轄労働基準監督署長に届出することなく時間外労働を行わせているなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

現場における安全衛生関係の措置	除染等作業で受ける外部被ばくによる線量の測定	指導内容 平均空間線量率が 2.5 マイクロシーベルト毎時以下の場所において、除染等作業で受ける外部被ばくによる線量を測定するための個人線量計を着用している作業者がいない状態で除染等作業を行っていたことから、作業中の空間線量の測定を適切に行うよう指導を行った（除染電離則第 5 条）。
	安全衛生推進者等の氏名の周知	指導内容 安全衛生推進者を選任したときに、当該安全衛生推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知していなかったことから、安全衛生推進者の氏名の周知を行うよう指導を行った（安衛則第 12 条の 4）。
健康管理関係	健康診断結果の記録の作成	指導内容 定期健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成していなかったことから、健康診断個人票を作成するよう指導を行った（安衛則第 51 条）。
労務管理関係	割増賃金を支払うべき時間外労働時間	指導内容 週の労働時間が法定労働時間（40 時間）を超えた部分について時間外労働として取り扱っておらず、割増賃金の支払いを行っていなかったことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
	時間外労働	指導内容 時間外・休日労働に関する協定（36 協定）の締結・届出を行わないまま法定労働時間を超えて時間外労働を行わせていたことから、36 協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出するよう指導をした（労基法第 32 条）。
元方事業者等の講ずべき措置	元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務

◆ 安全衛生、労務管理関係等に関する法違反の状況（14 頁及び 19 頁参照）

現場における安全衛生関係の措置については、放射性物質取扱用具の表示、特別教育を必要とする業務、粉じん濃度の測定に関する違反事業場がみられる。

健康管理関係については、電離健康診断結果の報告、新たに常時粉じん作業に従事する労働者に対するじん肺健康診断に関する違反事業場がみられる。

労務管理関係については、割増賃金の支払、賃金台帳の調製、就業規則の作成・届出、定期賃金の支払、年次有給休暇に関する違反事業場がみられる。

◆ 労働基準監督署の主な対応

現場における安全衛生関係の措置については、特定粉じん作業に労働者を従事させる場合に行う特別教育の実施、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場における空気中の粉じん濃度の測定に関する違反があり、この措置が講じられていない場合、重篤な健康障害の原因となり得ることから、是正確認後も同様の違反が生じないように指導を行っている。

健康管理関係については、新たに常時粉じん作業に従事する労働者に対するじん肺健康診断に関する違反事業場がみられるが、これは労働者の健康確保のため重要な措置であり、確実に実施されるよう指導を行っている。また、電離健康診断結果報告書の提出を失念していたケースについては、未提出を繰り返さないよう指導を行っている。

労務管理関係については、労働者に支給する手当の一部について割増賃金の算定基礎に含めていない、賃金台帳に労働時間数などの必要事項が記載されていないなど労務管理の基本的事項に違反がみられることから、法令の理解が進むよう監督指導時に法令の内容を丁寧に説明している。

指 導 事 例 ～こうした指導により違反の是正を図っています～

現場における安全衛生関係の措置	放射性物質取扱用具の表示	指導内容 放射性物質の取り扱いに用いる掃除用具等に、その旨を表示することなく用具が使用され、他の用途に用いられるおそれがあったことから、放射性物質取扱用具に適切な表示を行うよう指導を行った（電離則第 27 条）。
	特定粉じん作業が行われる屋内作業場の粉じん濃度の測定	指導内容 鉱物を含む建材を動力を用いて粉碎しまたはふるい分ける作業（特定粉じん作業）が行われる屋内作業場において、粉じん濃度の測定を行っていなかったことから、粉じん濃度を測定するよう指導を行った（粉じん則第 26 条）。
健康管理関係	就業時健康診断	指導内容 新たに特定粉じん作業に常時従事する労働者に対するじん肺健康診断を実施していなかったことから、じん肺健康診断を実施するよう指導を行った（じん肺法第 7 条）。
	割増賃金の算定基礎に算入すべき賃金	指導内容 時間外労働時間数の算定不足によって割増賃金の一部不払いが生じていたことから、不足分の割増賃金を支払うよう指導を行った（労基法第 37 条）。
労務管理関係	賃金台帳の記載事項	指導内容 賃金台帳に労働時間数等の法定事項が記載されていなかったことから、法定事項を賃金台帳に記載するよう指導を行った（労基法第 108 条）。
	元方事業者の講ずべき措置	指導内容 下請事業者の労働安全衛生法令違反について、事業の全般を管理している元方事業者が、当該下請事業者に法令違反が生じないよう必要な指導を行っていなかったことから、確実に指導するよう当該元方事業者に指導を行った（安衛法第 29 条）。

資料

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（令和4年）

<表1-1> 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
車両系建設機械の作業開始前点検(安衛則第170条)	1
開口部等の囲い等の設置等(安衛則第519条)	4
移動式クレーンの作業の方法等の決定等(クレーン則第66条の2)	1

<表1-2> 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	4
電離健康診断結果の報告(電離則第58条)	3

<表1-3> 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
定期賃金の支払(労基法第24条)	7
時間外労働(労基法第32条)	9
割増賃金の支払(労基法第37条)	20
年次有給休暇(労基法第39条)	9
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	5
賃金台帳の調製(労基法第108条)	18
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	4

<表1-4> 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	6

1 「表1-1」「表1-2」「表1-3」「表1-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務（令和4年）

<表2 - 1> 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
安全衛生推進者等の氏名の周知(安衛則第12条の4)	1
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第160条)	1
車両系建設機械の作業開始前点検(安衛則第170条)	1
調査結果の労働者への明示(除染電離則第7条)	2

<表2 - 2> 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
産業医等の選任(安衛法第13条)	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	2
除染等電離健康診断結果の報告(除染電離則第24条)	4

<表2 - 3> 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第15条)	3
時間外労働(労基法第32条)	1
休日労働(労基法第35条)	1
割増賃金の支払(労基法第37条)	4
年次有給休暇(労基法第39条)	1
就業規則の作成・届出の義務(労基法第89条)	3
法令等の周知義務(労基法第106条)	1
賃金台帳の調製(労基法第108条)	6
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	1

<表2 - 4> 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	2

2 「表2 - 1」「表2 - 2」「表2 - 3」「表2 - 4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（令和4年）

<表3-1> 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
安全衛生推進者等の選任(安衛則第12条の2)	1
安全衛生推進者等の氏名の周知(安衛則第12条の4)	3
作業主任者の氏名等の周知(安衛則第18条)	1
安全衛生委員会の議事の作成(安衛則第23条)	1
車両系荷役運搬機械等の定期自主検査(月次)(安衛則第151条の32)	1
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第160条)	1
移動式クレーンの定期自主検査(年次)(クレーン則第76条)	1
移動式クレーンの定期自主検査(月次)(クレーン則第77条)	1
線量の測定(除染電離則第5条)	3
線量の測定結果の確認、記録等(除染電離則第6条)	1
調査結果の労働者への明示(除染電離則第7条)	2
除染等業務に係る特別の教育(除染電離則第19条)	1

<表3-2> 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
健康診断結果の記録の作成(安衛則第51条)	3
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)	2
面接指導の対象となる労働者の要件等(安衛則第52条の2)	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握(安衛法第66条の8の3)	2
電離健康診断結果の報告(電離則第58条)	1
除染等電離健康診断結果の報告(除染電離則第24条)	2

<表3-3> 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第15条)	2
定期賃金の支払(労基法第24条)	5
時間外労働(労基法第32条)	12
1年単位の変形労働時間制(労基法第32条の4)	1
休憩(労基法第34条)	4
休日(労基法第35条)	1
割増賃金の支払(労基法第37条)	23
年次有給休暇(労基法第39条)	9
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	6
法令等の周知義務(労基法第106条)	1
賃金台帳の調製(労基法第108条)	10
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	5
総拘束時間(改善基準告示第4条)	2
最大拘束時間(改善基準告示第4条)	4
休息时间(改善基準告示第4条)	3
最大運転時間(改善基準告示第4条)	2
連続運転時間(改善基準告示第4条)	12

<表3-4> 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	4

3 「表3-1」「表3-2」「表3-3」「表3-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（令和4年）

<表4-1> 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
特定機械等の使用等の制限(安衛法第40条)	1
特別教育を必要とする業務(安衛則第36条)	4
車両系建設機械の転落等の防止等(安衛則第157条)	2
車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置(安衛則第160条)	1
通路の設置等(安衛則第540条)	2
放射性物質取扱用具の表示(電離則第27条)	5
粉じん濃度の測定等(粉じん則第26条)	4
作業環境評価の結果に基づく措置(粉じん則第26条の3)	1

<表4-2> 健康管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
電離健康診断結果の報告(電離則第58条)	4
就業時健康診断(じん肺法第7条)	4

<表4-3> 労務管理関係の違反別事業場数

項目	違反事業場数
労働条件の明示(労基法第15条)	2
定期賃金の支払(労基法第24条)	6
時間外労働(労基法第32条)	2
割増賃金の支払(労基法第37条)	13
年次有給休暇(労基法第39条)	5
就業規則の作成・届出(労基法第89条)	8
労働者名簿の調製(労基法第107条)	1
賃金台帳の調製(労基法第108条)	9
年休管理簿の作成(労基則第24条の7)	3
総拘束時間(改善基準告示第4条)	1

<表4-4> 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数

項目	違反事業場数
元方事業者の講ずべき措置等(安衛法第29条)	7

4 「表4-1」「表4-2」「表4-3」「表4-4」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、前記の「監督指導のポイント」に掲げる違反事業場数とは一致しない。

参 考

1 福島第一原子力発電所での廃炉作業（平成 30 年～令和 4 年）

表 1 - 1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移

	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
監督指導実施事業場数	290	325	277	340	293
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	154	188	123	137	67
違反率（％）	53.1%	57.8%	44.4%	40.3%	22.9%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	18(6.2%)	22(6.8%)	10(3.6%)	7(2.1%)	3(1.0%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	17(5.9%)	16(5.0%)	7(2.5%)	10(2.9%)	6(2.0%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	26(9.0%)	37(11.4%)	16(5.8%)	9(2.6%)	7(2.4%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	130(44.8%)	148(45.5%)	110(39.7%)	113(33.2%)	55(18.8%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	12(4.1%)	22(6.8%)	4(1.4%)	14(4.1%)	6(2.0%)

1 「電離則・除染電離則」、「現場における安全衛生関係措置」、「健康管理関係」、「労務管理関係」、「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表 1 - 2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	0	0	0	0	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	0	1	0	1	0
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、第 167 条、第 169 条の 2）	0	1	0	0	0
高所・足場での墜落防止措置(安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条)	0	3	0	0	4
被ばく線量の測定（電離則第 8 条）	0	0	0	0	0
線量測定結果の確認・記録（電離則第 9 条）	8	1	0	0	0
汚染の程度に応じたマスクの使用（電離則第 38 条）	0	0	0	0	0
有効な保護衣の使用（電離則第 39 条）	0	0	0	0	0
喫煙等の禁止（電離則第 41 条の 2）	0	0	0	0	0
その他	24	12	7	10	2

表 1 - 3 健康管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	0	1	0	0	1
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	-	16	9	3	4
電離健康診断の実施（電離則第 56 条）	3	0	0	0	0
電離健康診断の結果の記録（電離則第 57 条）	5	7	6	0	0
電離健康診断結果の報告（電離則第 58 条）	13	16	4	6	3

表 1 - 4 労務管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
労働条件の明示 (労基法第 15 条)	47	33	9	20	0
定期賃金の支払 (労基法第 24 条)	31	19	10	15	7
休業手当の支払 (労基法第 26 条)	1	3	2	0	0
時間外労働 (労基法第 32 条)	20	36	17	12	9
有害業務の労働時間制限 (労基法第 36 条)	0	0	0	0	0
割増賃金の支払 (労基法第 37 条)	50	84	40	52	20
年次有給休暇 (労基法第 39 条)	1	1	21	19	9
就業規則の作成・届出 (労基法第 89 条)	36	64	60	28	5
寄宿舎規則の届出 (労基法第 95 条)	1	0	0	3	0
寄宿舎の設置等の届出 (労基法第 96 条の 2)	1	0	0	3	0
法令等の周知義務 (労基法第 106 条)	4	3	0	0	0
労働者名簿 (労基法第 107 条)	8	9	3	0	0
賃金台帳の調製 (労基法第 108 条)	45	53	20	27	18
年休管理簿の作成 (労基法第 24 条の 7)	-	1	13	10	4
その他	6	0	1	2	0

表 1 - 5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
元方事業者の講ずべき措置 (安衛法第 29 条)	12	21	4	12	6
注文者の講ずべき措置 (安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条)	0	1	0	2	0

1(2) 「表 1 - 2」「表 1 - 3」「表 1 - 4」「表 1 - 5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 1 - 1」の各違反事業場数とは一致しない。

2 福島県内での汚染土壌等の除染等の業務等（平成 30 年～令和 4 年）

表 2 - 1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数の推移

	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
監督指導実施事業場数	267	131	92	92	88
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	164	90	39	29	22
違反率 (%)	61.4%	68.7%	42.4%	31.5%	25.0%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	44(16.5%)	42(32.1%)	3(3.3%)	4(4.3%)	6(6.8%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	41(15.4%)	32(24.4%)	8(8.7%)	12(13.0%)	4(4.5%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	24(9.0%)	18(13.7%)	5(5.4%)	0(0%)	5(5.7%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	88(33.0%)	40(30.5%)	21(22.8%)	6(6.5%)	16(18.2%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	28(10.5%)	19(14.5%)	9(9.8%)	11(12.0%)	2(2.3%)

2 上記の平成 31 年 1 月～令和 4 年 12 月の「監督実施事業場数」ほか各違反事業場数には、「汚染土壌等の収集・運搬業務」を行う事業場は含まれていない。

2(2) 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれ項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

表 2 - 2 現場における安全衛生関係の措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
作業主任者の氏名等の周知（安衛則第 18 条）	2	0	1	2	0
車両系建設機械の作業計画（安衛則第 155 条）	0	1	1	0	0
車両系建設機械の作業安全（安衛則第 158 条）	2	0	0	2	0
車両系建設機械の用途外使用（安衛則第 164 条）	3	0	2	1	0
車両系建設機械やフォークリフトの自主検査（安衛則第 151 条の 24、 第 167 条、第 169 条の 2）	1	0	0	0	0
火気使用場所の火災防止（安衛則第 291 条）	0	1	0	0	0
はい作業主任者の選任（安衛法第 14 条、安衛則第 428 条）	0	1	0	0	0
高所・足場での墜落防止措置（安衛則第 519 条、第 552 条、第 563 条）	1	0	0	0	0
安全通路（安衛則第 540 条）	0	1	0	0	0
クレーンの月次点検（クレーン則第 35 条）	0	1	0	0	0
クレーンの作業開始前点検（クレーン則第 36 条）	0	1	0	0	0
移動式クレーンの作業方法等の決定等（クレーン則第 66 条の 2）	0	1	2	0	0
事前調査（石綿則第 3 条）	2	2	0	0	0
外部被ばく線量の測定（除染電離則第 5 条）	4	3	0	0	0
線量測定結果の確認、記録（除染電離則第 6 条）	2	6	0	0	0
作業場所の事前調査・明示（除染電離則第 7 条）	21	16	0	1	2
作業の指揮者（除染電離則第 9 条）	3	0	0	0	0
作業の届出（除染電離則第 10 条）	0	1	0	0	0
退出者の汚染検査（除染電離則第 14 条）	7	0	0	0	0
持出物品の汚染検査（除染電離則第 15 条）	1	0	0	0	0
有効な保護具の使用（除染電離則第 16 条）	3	1	0	3	0
その他	16	0	2	4	3

表 2 - 3 健康管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
一般健康診断結果についての医師の意見聴取（安衛法第 66 条の 4）	0	4	1	0	0
医師による面接指導のための労働時間の状況の把握（安衛法第 66 条の 8 の 3）	-	4	3	0	2
特別教育の実施（除染電離則第 19 条）	1	0	0	0	0
除染等電離健康診断の実施（除染電離則第 20 条）	0	0	1	0	0
除染等電離健康診断の記録（除染電離則第 21 条）	2	2	0	0	0
除染等電離健康診断結果についての医師の意見聴取（除染電離則第 22 条）	0	1	0	0	0
除染等電離健康診断結果の報告（除染電離則第 24 条）	21	15	2	0	4
その他	2	0	0	0	1

表 2 - 4 労務管理関係の違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
労働条件の明示（労基法第 15 条）	18	5	6	0	3
定期賃金の支払（労基法第 24 条）	23	13	3	0	0
休業手当の支払（労基法第 26 条）	1	2	0	0	0
時間外労働（労基法第 32 条）	23	21	10	3	1
割増賃金の支払（労基法第 37 条）	36	16	11	5	4
就業規則の作成・届出（労基法第 89 条）	22	16	5	0	3
寄宿舎規則の届出（労基法第 95 条）	2	2	0	0	0
寄宿舎の設置等の届出（労基法第 96 条の 2）	2	2	0	0	0
法令等の周知義務（労基法第 106 条）	5	1	0	0	1
労働者名簿（労基法第 107 条）	5	4	1	0	0
賃金台帳の調製（労基法第 108 条）	38	21	7	1	6
年休管理簿の作成（労基法第 24 条の 7）	-	0	2	0	1
その他	2	0	1	3	2

表 2 - 5 元方事業者等の講ずべき措置に関する違反別事業場数の推移

項目	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 29 条）	26	19	9	10	2
特定元方事業者の講ずべき措置（安衛法第 30 条）	0	0	0	0	0
注文者の講ずべき措置（安衛法第 31 条、安衛則第 653 条、第 654 条、第 655 条）	2	0	0	1	0

2(3) 「表 2 - 2」「表 2 - 3」「表 2 - 4」「表 2 - 5」では、各項目に違反が認められた事業場数を重複して計上しており、各表の違反事業場の合計数と「表 2 - 1」の各違反事業場数とは一致しない。

3 福島県内での汚染土壌等の収集・運搬業務（平成31年～令和4年）

表3 監督指導実施事業場数及び違反事業場数

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
監督指導実施事業場数	207	199	164	99
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	138	90	67	48
違反率(%)	66.7%	45.2%	40.9%	48.5%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	15(7.2%)	6(3.0%)	5(3.0%)	10(10.1%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	28(13.5%)	35(17.6%)	15(9.1%)	15(15.2%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	20(9.7%)	9(4.5%)	4(2.4%)	8(8.1%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	84(40.6%)	34(17.1%)	43(26.2%)	36(36.4%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	20(9.7%)	23(11.6%)	10(6.1%)	4(4.0%)

3 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

4 中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務（平成31年～令和4年）

表4 監督指導実施事業場数及び違反事業場数

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年
監督指導実施事業場数	139	183	102	110
労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数	92	124	43	52
違反率(%)	66.2%	67.8%	42.2%	47.3%
電離則・除染電離則違反の事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	31(22.3%)	5(2.7%)	4(3.9%)	9(8.2%)
現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	7(5.0%)	11(6.0%)	1(1.0%)	11(10.0%)
健康管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	32(23.0%)	15(8.2%)	8(7.8%)	8(7.3%)
労務管理関係の違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	56(40.3%)	96(52.5%)	39(38.2%)	33(30.0%)
元方事業者等の講ずべき措置に関する違反事業場数 ()内は監督実施事業場数件数に占める割合	10(7.2%)	13(7.1%)	2(2.0%)	7(6.4%)

4 「電離則・除染電離則」「現場における安全衛生関係措置」「健康管理関係」「労務管理関係」「元方事業者等の講ずべき措置」違反の事業場数には、それぞれの項目に同一の事業場が重複計上されていることから、その合計数と「労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数」とは一致しない。

5 汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務を行う事業場の発注機関別監督指導実施状況（平成30年～令和4年）

年	平成30年		平成31年(令和元年)		令和2年		令和3年		令和4年	
	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等	国	市町村等
監督実施事業場数	149	118	288	50	155	136	197	59	164	23
違反事業場数	85	79	197	31	55	74	73	23	67	3
違反率(%)	57.0%	66.9%	68.4%	62.0%	35.5%	54.4%	37.1%	39.0%	40.9%	13.0%

5 平成31年1月～令和4年12月分には、中間貯蔵施設等への運搬を行う事業場数も含んでいる。

6 福島労働局における監督指導の他の取組（令和4年）

（1）福島第一原子力発電所で廃炉作業に従事する労働者の安全・健康確保のための主な取組

- ・ 東京電力ホールディングス株式会社及び元請事業場に対し、熱中症防止対策の徹底を要請（5月）
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働安全衛生対策部会」に出席（2月、6月、11月）
- ・ 福島県危機管理部原子力安全対策課と合同の安全パトロールを実施（1月、9月）

（2）汚染土壌等の除染等の業務及び収集・運搬業務、中間貯蔵施設等での事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の安全・健康確保対策及び労働条件確保のための主な取組

- ・ 「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催し、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請（7月、10月）
- ・ 「福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会」の講話会（9月、12月）において、福島地方環境事務所及び福島地方環境事務所発注工事の元方事業者に対し、労働災害防止について協力を要請
- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請（6月）